

広島市規則第52号

令和8年3月31日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「20万円」を「30万円」に改め、同条第2項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を削る。

別表第1中「、行政経営課」の右に「、公共施設マネジメント推進室」を加え、「、デジタル行政推進室及びシステム基盤課」を「及びデジタル行政推進室」に、「、緑化推進部」を「、こども未来調整課及びこども・子育て政策室にあつてはこども未来調整課、緑化推進部」に改め、同表こども未来局こども青少年支援部の項中「こども青少年施策調整担当課長」を「こども・家庭支援担当課長」に改め、同表都市整備局都市機能調整部の項中「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「任用課長」を「調査課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。